

## 令和 8 年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業仕様書(案)

### 1. 総則

#### 1 適用範囲

本仕様書は「令和 8 年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業」(以下、「本業務」という。)に適用する。

#### 2 法令等の順守

受託者は、本業務の実施に当たっては、関連する法令を遵守しなければならない。

#### 3 再委託の禁止

受託者は、本業務の全部又は一部を一括して第三者に委託し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ本市の承諾を得たときはこの限りではない。

#### 4 秘密の保持

(1)受託者は、本業務の遂行上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

(2)本業務終了後においても、当該情報の適正な管理のため、必要な措置を講じなければならない。

#### 5 個人情報の保護

本業務の遂行上知り得た個人情報の取り扱いについては、当該情報の漏洩、滅失等に特段の配慮を払うと共に長岡京市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守しなければならない。

#### 6 検査について

受託者は本業務完了後、成果品を速やかに本市に納品し、その検査を受けなければならない。ただし、受託者の責めに帰すべき事由及び市の検査により不当であると認められる場合は、その内容の訂正、修正等を行わなければならない。

#### 7 疑義等について

本仕様書に定めのない事項またはその内容について疑義が生じた場合は、本市及び受託者で協議し定めるものとする。

## 2. 業務内容

- 1 委託業務名 令和8年度エビデンスに基づく総合健康づくり事業
- 2 履行機関 契約締結日から令和9年3月31日まで
- 3 履行場所 受託者の施設及び作業場所、全国健康保険協会(協会けんぽ)京都支部、長岡京市役所、その他本市が指定する場所

### 4 業務目的・概要

長岡京市では、全ての市民が健やかで心豊かに生活できる持続可能な社会の実現に向け、自然に健康になれる環境づくりの構築を目指している。本業務は、市民全体の健康状態や課題を科学的・客観的に分析し、データに基づく健康づくりの手法やターゲットを明らかにしたうえで、ライフコースを踏まえたより実効的な取組を推し進めることを目的とする。

本業務は、その基盤環境整備の一環として位置付ける「市民の健康状態や課題の把握・分析(フェーズ1)」「地域診断カルテの作成(フェーズ2)」「地域診断カルテに基づく望ましい健康づくりの方向性検討(フェーズ3)」「データ駆動型の事業立案・運営サイクルの確立(フェーズ4)」までの一連の取り組みのうち、フェーズ1を対象とする。

具体的には、国民健康保険(国保)加入率が京都府平均や近隣自治体と比較して低く、減少傾向にある中で、①国民健康保険(国保)加入者に限らず、被用者保険加入者等も含めた市民の健康状態やその課題把握、②把握した健康データに基づく重点課題の抽出と望ましい施策の立案・推進に係る独自性と実現性、持続性の高い手法を確立するため、専門的知見および実績を有する事業者による業務を委託するものである。

なお、フェーズ1の結果に基づき、令和9～10年度にかけて「地域診断カルテの作成(フェーズ2)」「地域診断カルテに基づく望ましい健康づくりの方向性検討(フェーズ3)」「データ駆動型の事業立案・運営サイクルの確立(フェーズ4)」を実施予定である。

### 5 委託業務内容

#### (1) 長岡京市健康課題の把握・分析に係る方針策定

長岡京市が提供する現行事業に係る情報(市国保加入者の特定健診結果等)または公開データ等に基づき、市民の健康課題の仮説を導出し、検証に要する分析・集計項目の特定等、具体的な分析方針を策定する。策定にあたっては、市と必要の都度協議を行うものとする。

#### (2) 保険者データ取得に向けた体制・環境整備

策定した方針に従って、協会けんぽ等の保険者からのデータ取得に係る各種調整・連携体

制の構築を行う。従来、基礎自治体での取得が困難であった被用者保険データを今後安定的に取得していくための重要な基盤整備と位置付ける。

(ア) 協会けんぽデータ取得に係る各種協議・手続き等の調整、支援

- ・ 被用者保険データの取得にあたっては、市と保険者との間での協定や契約等の締結、要配慮個人情報にあたらぬ形式でのデータ授受に係る協議等を要することが想定される。当該工程に係る専門的知見を活かし、本業務を遅滞なく円滑に進めるための、具体的な実施計画の作成ならびに推進、支援を行う。
- ・ 一連の工程は、実施内容・関係者等について時系列で把握可能な手順書として取りまとめる。

(イ) 協会けんぽデータ取得に係る作業等

- ・ 前項の結果に基づき、取り決められた手法に則って、被用者保険データを取得する。原則として、受託者が作業を遂行するものとするが、保険者との取り決めの結果、市職員の立ち合いや作業が必要となった場合には、その後方支援を行う。
- ・ 一連の工程は、実施内容・関係者等について時系列で把握可能な手順書として取りまとめる。

(ウ) 協会けんぽ以外の保険者データ取得可能性の検討、各種協議・調整の支援

- ・ 市民全体の健康状態とその課題をマクロに把握するため、国保ならびに協会けんぽ以外の医療保険に加入する市民について、健康データ取得の可能性を検討する。
- ・ 例として、長岡京市に所在し、健康保険組合(単一健保・総合健保)を有する企業との連携等が考えられ、市と協議のうえで、可能性・方針の検討や、保険者との各種協議・調整の支援を行う。
- ・ データ取得について保険者と合意が得られた場合には、令和9年度以降での実証に向けた計画概要を取りまとめる。

(3) 保険者データの分析

策定した方針に従って、協会けんぽ等の保険者データの分析を行う。

(ア) 取得した被用者保険データの集計・分析

- ・ 2020年～取得可能な最新年(2025年)における生活習慣病予防検診及び特定健康診査(問診表、がん検診を含む)に係るデータ等を対象に、項(1)で定めた方針に従った集計・分析を行う。
- ・ 集計・分析にあたっては、市民の健康状態や健康課題の把握、地域診断に資する属性(性、年齢5歳階級、被保険者/被扶養者等)の検討と、当該属性別のデータの取りまとめを行う。

(イ) 市民の健康状態や健康課題の把握

- ・ 項(ア)で得た属性別の傾向に基づき、①健診・検診受診結果からみられる市民の健康状態、②健康関連行動(予防的保健行動・受療状況等)の現状と課題を分析し、取りま

とめを行う。

- ・ 分析にあたっては、保険者(国保・協会けんぽ)間の比較と健康課題の明確化等、今後の市の施策検討に資する示唆の導出を念頭に置くこと。
- ・ その他、「長岡京市保健事業実施計画(データヘルス計画)」「長岡京市第3次健康増進計画」等、保健医療政策に係る関連計画の内容等、市の意向もふまえた検討、取りまとめを行うこと。

#### (4) 令和9年度以降の施策方向性検討

項③-(イ)で取りまとめた市民の健康状態、健康課題の傾向に基づき、令和9年度以降に市が実施する施策の方向性を起案する。特に、従来施策ではアプローチが困難であった現役世代の健康課題については、本業務において連携した保険者と協働でファクトに基づく実証事業を創出するなど、既存の枠組みにとらわれない効果的な解決アプローチの創出を期待する。

### 6 業務実施スケジュール ※詳細は別途協議

受託者は、下記のスケジュール(予定)を踏まえた業務工程表案を作成し、委託者に提出すること。提出された業務工程表案をもとに委託者と受託者間の協議の上、工程表を確定する。

なお、受託者は業務の工程に遅滞が生じることが見込まれた場合は、速やかに委託者に報告するとともに、対策案を提示のうえ適切に対策を講じること。

令和8年6月	業務内容詳細に係る協議、工程表作成
令和8年6月～ 令和8年9月～	データ取得に向けた各種調整・手続き データ取得作業
令和8年10月～ 令和9年1月～ 令和9年2月～	データ分析業務 データ分析結果報告書作成 データ分析結果に基づく令和9年度以降の施策方向性検討
令和9年3月初旬 令和9年3月末	データ分析・施策方向性検討結果報告会 成果物一式納品

### 7 実施体制

本業務は、複数の保険者から得られる複雑なデータを統合・分析し、実効性の高い政策へと繋げていくための高度な専門性を要することから、以下の要件を満たす体制を構築すること。

- (1) 受託者は、保健医療・公衆衛生分野やロジックモデルを活用した地域保健医療政策の策定・実行に係る専門的な知見や経験を有する者を担当とすること。特に、本業務の実現可能性・持続可能性を担保するため、被用者保険のデータ活用において専門的な知見・経験を有する者を業務体制に含めること。
- (2) 受託者は業務を円滑に履行するため、委託者と進め方や進捗状況等について適宜協議

を行いながら、助言、提案並びに支援を積極的に行うこと。

- (3) 委託者より地域診断ならびに関連する会議体等への出席要請があればこれに応じ、必要に応じて提案や助言を行うこと。
- (4) 受託者は、他自治体等の先進事例や保健医療に係る制度・動向や市民ニーズに関する情報収集を行い、必要に応じて診断業務に反映させること。

## 8 成果品

本業務の成果品については、次のとおりとする。

- (1) 提出物
  - (ア) 被用者保険(協会けんぽ等)データ取得に係る手順書
  - (イ) 健康データ分析・施策方向性検討に係る結果報告書
  - (ウ) 健康データ分析に係る匿名化データセット
- (2) 提出物の規格及び部数
  - (ア) 紙媒体2部、電子媒体
  - (イ) 紙媒体2部、電子媒体
  - (ウ) 電子媒体

## 9 成果品の帰属

- (1) 受託者は、長岡京市に対し、本業務の成果品に関する全ての所有権及び著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む)を譲渡するものとする。ただし、本業務内容等により別途協議が必要な場合は、この限りではない。別途協議が必要なものは、納品時に明記すること。
- (2) 長岡京市は、本業務の成果品の改変、または二次利用を行うことができるものとし、受託者は、本業務の成果品に関する著作権人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果品が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果品に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

## 10 その他

- (1) 受注者は、本業務の実施に当たっては適宜発注者と協議を行い、協議結果を踏まえた上で着手する。発注者との協議は、業務着手時、業務の進捗に合わせて定期的に実施するほか、必要に応じて随時実施し、受注者は都度会議録を作成する。
- (2) 本業務の遂行上、必要となる各種法令等に関する手続きは、受注者が行うものとする。
- (3) 業務遂行及び成果物納品に必要な経費(移動交通費、作業に係る各種料金、受託者が作業に使用する消耗品、報告用資料のコピー料金、郵送料等)の一切は、受託者が負担するものとする。